



曙交番

福山東警察署 084-927-0110



生活道路における法定速度の引下げについて

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことです。

- ★ 自動車を運転する際、道路標識などがない場合には、中央線などがあるかどうかを確認しましょう。
- ★ 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、思いやりを持った運転をお願いします。
- ★ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考えて、安全な速度で走行してください。



生活道路における法定速度の引下げに関するホームページはこちら

広島県警察 HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/houteisokudo30.html>



夏期における水難事故の防止～海、川を安全に楽しむために～

昨年夏期(7月～8月)の県内水難事故発生件数 … 3件3名

※ 発生場所 … 海2件 川1件

※ 死者 … 2名

※ 高校生以下が関係する水難事故 … 1件1名(無事救助)



夏になると、海や川、水場での水難事故が多くなります！

お子さんを悲慘な水の事故から守るため、保護者の皆さんは次のことに気を付けましょう

- 1 必ず保護者が同伴すること 子供だけの水遊びは大変危険です
- 2 ライフジャケットを着用すること 体のサイズに合ったものを正しく着用しましょう
- 3 常にお子さんから目を離さないで 目を離した隙に溺れてしまうおそれがあります
- 4 「危ないよ」の一声を 危険な場所で遊んでいる子供を見かけたときはためらわず声をかけましょう